

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年10月8日
【四半期会計期間】	第6期第2四半期（自平成21年6月1日至平成21年8月31日）
【会社名】	プライムワークス株式会社
【英訳名】	Primeworks Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池田 昌史
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田須田町一丁目23番1号
【電話番号】	03 - 5209 - 1590（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員企画部長 中野 隆司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田須田町一丁目23番1号
【電話番号】	03 - 5209 - 1590（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員企画部長 中野 隆司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注）平成21年8月31日から本店は下記より上記の場所に移転致しました。

平成21年8月30日までの本店の所在の場所 東京都千代田区神田東松下町17番地

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期 第2四半期連結 累計期間	第6期 第2四半期連結 会計期間	第5期
会計期間	自平成21年 3月1日 至平成21年 8月31日	自平成21年 6月1日 至平成21年 8月31日	自平成20年 3月1日 至平成21年 2月28日
売上高(千円)	1,994,673	1,045,975	3,185,379
経常利益(千円)	196,633	48,212	376,825
四半期(当期)純利益(千円)	109,571	17,212	210,217
純資産額(千円)	-	2,418,749	1,397,321
総資産額(千円)	-	3,195,950	2,262,434
1株当たり純資産額(円)	-	103,221.49	74,223.41
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	5,697.08	873.94	12,022.07
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	5,010.38	770.13	10,401.67
自己資本比率(%)	-	74.9	61.6
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	59,253	-	316,460
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	194,470	-	559,262
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	773,819	-	573,530
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	1,200,961	562,359
従業員数(人)	-	141	124

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、主要な関係会社の異動については、「3.関係会社の状況」に記載のとおりであります。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) メディアキュート 株式会社	東京都千代田区	15,000	携帯電話サービス 等に対するメディ ア技術およびサー ビスの提供	51.0	当社・同社間で業務 委託契約を締結して いる。 当社役員による同社 役員の兼任3名、 当社従業員による同 社役員の兼務1名 資金援助あり。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年8月31日現在

従業員数(人)	141 (31)
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、当第2四半期連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年8月31日現在

従業員数(人)	120 (30)
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、当第2四半期会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

事業の種類別セグメント情報を記載していないため、当第2四半期連結会計期間の生産実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

事業の名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)
アプリケーション事業(千円)	125,597
コンテンツ事業(千円)	154,666
ウェブ事業(千円)	438,972
合計(千円)	719,236

(注) 1. 金額は製造原価によっております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

事業の種類別セグメント情報を記載していないため、当第2四半期連結会計期間の受注状況を事業別に示すと、次のとおりであります。

事業の名称	受注高(千円)	受注残高(千円)
アプリケーション事業	249,143	8,979
コンテンツ事業	253,588	71,707
ウェブ事業	310,067	189,460
合計	812,799	270,141

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

事業の種類別セグメント情報を記載していないため、当第2四半期連結会計期間の販売実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

事業の名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)
アプリケーション事業(千円)	264,970
コンテンツ事業(千円)	244,631
ウェブ事業(千円)	536,373
合計(千円)	1,045,975

(注) 1. 当第2四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
エイベックス通信放送株式会社	212,478	20.3
株式会社セルシス	147,004	14.1
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	117,021	11.2
KDDI株式会社	111,909	10.7

2. 金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において新たに発生した事業等のリスクは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(15) 株式の希薄化について

平成21年8月18日の当社第三者割当増資により発行した新株式は、KDDI株式会社への割当分（増資前の発行済株式総数の3.66%）、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモへの割当分（増資前の発行済株式総数の17.81%）と合わせて、増資前の発行済株式総数の21.47%にあたり、結果として株式の希薄化が生じております。しかしながら、当該増資は今後の成長のための原資確保と財務基盤の強化に繋がるものであり、また、割当先との関係強化が、今後の事業拡大を加速させる効果を促し当社の企業価値・株式価値の向上に繋がると考えております。これらを総合的に勘案すると、当該第三者割当による発行済株式数量及び株式希薄化の程度は、合理的な水準にあると判断しております。

(16) 主要株主に関するリスクについて

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモは、当社の第2位株主（平成21年8月末時点発行済株式総数に対する所有割合14.66%）であります。

当社は同社に対し、今後も安定株主としての役割並びに将来の関係強化を期待しておりますが、今後、同社と当社の良好な関係が維持できなければ当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間（自平成21年6月1日 至平成21年8月31日）におけるわが国経済は、生産、輸出などの一部に底打ちの兆しが見えるものの、依然低水準で推移しており、雇用情勢におきましても一層の悪化が懸念されるなど、全般的にまだまだ不透明な状況にあります。

一般企業におきましては設備投資に対し依然慎重な態度であり、IT投資に関しても投資効果を重視し、厳しく選別する傾向にあります。

また、携帯電話市場におきましては、携帯電話端末の買換え需要の低迷が続いており、新規の携帯端末販売台数は低調に推移し、携帯電話端末メーカーの業績は未だ回復状況には至っておりません。

一方、携帯電話端末の普及台数は、順調に増加を続けており、パケット通信の利用形態も従量課金制から上限額課金制への移行が着実に進行し、携帯電話キャリアの業績は手堅く推移しております。

コンテンツプロバイダ等のサービス提供事業者にとりましては、パケット通信の上限額課金制の一層の広がりにより、大容量通信を要する新サービスを提供できる環境が確実に整ってきたと言えます。

このような環境下におきまして、当社グループでは、更なる業容拡大に向けた新規ビジネスの発掘・事業化に向けた活動を積極的に推進すると共に、適材適所に人員拡充を行ってまいりました。

また、本年3月のシステム開発面での体制強化に向けた株式会社カメラシアシステムの連結子会社化に続き、7月には、動画技術、ミドルウェア製品開発力に強みを持つ株式会社イーフローとの合併で、メディアキュー株式会社を当社の連結子会社として設立し、携帯電話コンテンツサービスの進化を見据えて、新技術開発への取り組みを開始いたしました。各子会社が得意とする強みを十分に発揮することにより、当社グループの更なる事業発展への寄与を見込んでおります。

さらに、本年8月には、株式会社エヌ・ティ・ティドコモ並びにKDDI株式会社を割当先とする第三者割当増資を行い、携帯電話キャリアとのリレーションを強化することで、携帯電話向けの新規サービスの開発を行う協業体制を確立致しました。

一方で、B to Cビジネスの拡大にも取組み、積極的に広告宣伝投資を実施したほか、事業拡大に向けた事業開発体制の強化や内部統制・管理機能の強化にも継続的に取り組んでおります。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間における売上高は1,045,975千円（前年同期比53.7%増）、売上総利益は326,738千円（前年同期比113.4%増）と拡大基調にあり、前述の広告宣伝、事業開発等への積極投資により、販売費及び一般管理費が274,749千円（前年同期比128.0%増）と大幅に増加したものの、営業利益51,989千円（前年同期比59.6%増）、経常利益48,212千円（前年同期比53.8%増）と増益となりました。また、期初において下期に予定しておりました事務所移転が当該期に前倒しで発生し、特別損失を計上いたしました。四半期純利益17,212千円（前年同期比0.7%増）は前年同期の水準を確保いたしました。

期初の第2四半期連結累計期間業績予想に対しての累計期間業績の比較では、売上高で104.7%、営業利益で115.5%、経常利益で119.2%に達しており、四半期純利益におきましても、前述の特別損失を計上したものの達成率98.7%とほぼ期首予想通りとなりました。

なお、事業別の動向は、以下のとおりであります。

<アプリケーション事業>

電子ブック事業につきましては、電子ブック利用習慣の拡がり、出版社によるコンテンツの電子化への積極的な取

組みにより市場が拡大し、ビューワ事業、ASP事業ともに順調に推移いたしました。中でも、コミックへの需要は旺盛で、コンテンツ市場の拡大に連動し、利用料収入が順調に増加しております。

また、アニメーションメールにつきましては、ドコモ、auのほぼ全ての新規端末にエンジンが搭載される体制が整い、8月末現在60機種に搭載されエンジンライセンス収入が拡大したほか、端末マーケティング事業も、順調に売上を伸ばしております。

これらの結果、当第2四半期連結会計期間におけるアプリケーション事業の連結売上高は264,970千円となりました。

<コンテンツ事業>

着せ替えコンテンツ事業につきましては、携帯電話を着せ替える文化が定着しコンテンツ需要が順調に増える中で、着せ替えポータルサイト「カスタモ」において、人気キャラクター「ウサビッチ」をはじめ、新規タイトルを逐次投入したほか、プロモーション、サイト運営、課金パターンの多様化などの総合的施策により、堅調に売上を伸ばしております。

また、ポータルサイト「カスタモ」の人気コンテンツの中から、「スージーズ」「エルマー」「パーバパパ」などPLAZASTILE社の人気キャラクターを、KDDI株式会社(株)向けに「PLAZA きせかえ」として分離・独立したサイトを6月に立ち上げ、8月には株式会社エヌ・ティ・ティドコモ向けにもサービスを開始いたしました。

着せ替えから波及する最先端コンテンツへの取り組みとしてサービス提供中の「待ちキャラ」についても順次タイトル拡充を行い、好評を博しております。

これらの結果、当第2四半期連結会計期間におけるコンテンツ事業の連結売上高は244,631千円となりました。

<ウェブ事業>

ウェブソリューション事業につきましては、メディカル、ヘルスケア業界向けは比較的底堅く推移したものの、一般法人向けのウェブマーケティングの需要が、景気低迷による宣伝費削減のありを受け低調な推移となりました。

一方で法人における携帯サービスの需要は拡大しており、当社グループの技術力を活かした動画サービス等、最先端なサービスへのソリューション提供は、順調に売上を伸ばしております。

KDDI株式会社との共同事業として、auユーザに提供中の健康管理サービス「au Smart Sports Karada Manager」につきましては、健康的な生活、理想的な体への関心が高まる中、新たに食事内容に関するリコメンドサービスを導入するなど新規機能追加、サービス内容の拡充に努め、順調に利用者を増やしました。

これらの結果、当第2四半期連結会計期間におけるウェブ事業全体としての連結売上高は536,373千円となりました。

当社は平成21年2月期第3四半期より連結財務諸表を作成しており、前第2四半期会計期間の四半期財務諸表については独立監査人の四半期レビューを受けていないため、当文章中の前年同四半期会計期間と比較した指標、金額は「参考値」として記載しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間において、現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は699,786千円増加し、当第2四半期連結会計期間末の資金は1,200,961千円となりました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は146,457千円となりました。これは主に、期末間際の本社事務所移転に伴い発生した未払費用をはじめとする負債の増加や賞与引当金の増加によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は248,466千円となりました。これは主に、ソフトウェア等の無形固定資産の取得による支出、本社事務所移転に伴う差入保証金の差入によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は801,795千円となりました。これは主に、本年8月に実施した第三者割当増資による新株式の発行により資金が得られたことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は7,463千円であります。

なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、賃借設備の異動を伴う本社事務所の移転を行いました。それに伴う設備の新設と除却の状況は以下のとおりであります。

なお、平成21年8月31日に、提出会社の本店所在地は、東京都千代田区東松下町17番地から東京都千代田区神田須田町一丁目23番1号へ移転しております。

提出会社

事業所名 (所在地)	事業部門の名称	設備の内容	新設・除却 区分	帳簿価額		従業員数 (人)
				建物 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都千代田区)	全社	本社機能及び開発設備等	新設	51,531	51,531	120(30)
			除却	1,037	1,037	

- (注) 1. 金額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。
 3. 帳簿価額は建物及び建物附属設備について記載しております。
 4. 本社建物はすべて賃借中のものであり、設備の内容は下記のとおりであります。

事業所名(所在地)	事業部門の名称	設備の内容	賃借料(千円)
本社(東京都千代田区)	全社	本社事務所	20,838

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 賃借料は当第2四半期会計期間における発生額であります。

国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	事業部門の名称	設備の内容	新設・除却 区分	帳簿価額		従業員数 (人)
					建物 (千円)	合計 (千円)	
カタリスト・モバイル ㈱	本社 (東京都千代田区)	全社	本社機能及び開発設備等	新設			16(1)
				除却	198	198	16(1)

- (注) 1. 金額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。
 3. 帳簿価額は建物及び建物附属設備について記載しております。
 4. 本社建物はすべて賃借中のものであり、設備の内容は下記のとおりであります。

事業所名(所在地)	事業部門の名称	設備の内容	年間賃借料(千円)
本社(東京都千代田区)	全社	本社事務所	2,918

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 賃借料は当第2四半期会計期間における発生額であります。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000
計	40,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年8月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年10月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	23,188	23,188	東京証券取引所 (マザーズ)	(注)1
計	23,188	23,188	-	-

- (注)1. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株制度は採用しておりません。
2. 「提出日現在発行数」欄には、平成21年10月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成17年5月30日開催の定時株主総会決議及び平成17年6月20日開催の取締役会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	256(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	512(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,000(注)3
新株予約権の行使期間	平成19年7月13日から 平成27年5月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を調整し、調整の結果0.01株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

上記のほか、払込価額を下回る価額で新株の発行(新株予約権による権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分を行う場合、当社が他社と合併する場合、その他これらの場合に準じて新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を調整する場合にも、必要かつ合理的な範囲で新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を調整するものとする。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、払込価額を下回る価額で新株の発行(新株予約権の権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、次の算式において、既発行株式とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{調整前払込価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は1株当たり払込価額}}{\text{処分自己株式数}} \times \text{又は処分価額}}{\text{調整前払込価額}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}$$

上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、株式交換を行い完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて払込価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

4．新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、権利行使時において当社又は当社の関係会社の取締役・監査役又は従業員であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。なお、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合、従業員が定年若しくは会社都合で退職した場合、その他正当な理由のある場合として当社が認めた場合はこの限りではない。また、対象者の相続人による行使は認めない。

(2) 各新株予約権の行使に当たっては、新株予約権 1 個の一部についてこれを行使することはできないものとする。

5．平成19年12月28日開催の取締役会決議により、平成20年 2 月 1 日付で 1 株を 2 株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成17年5月30日開催の定時株主総会決議及び平成17年6月20日開催の取締役会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	800
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,600(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成17年7月12日から 平成27年5月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 27,500 資本組入額 13,750
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を調整し、調整の結果0.01株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

上記のほか、払込価額を下回る価額で新株の発行(新株予約権による権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分を行う場合、当社が他社と合併する場合、その他これらの場合に準じて新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を調整する場合にも、必要かつ合理的な範囲で新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を調整するものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、払込価額を下回る価額で新株の発行(新株予約権の権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、次の算式において、既発行株式とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{調整前払込価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は1株当たり払込価額}}{\text{処分自己株式数}} \times \text{又は処分価額}}{\text{調整前払込価額}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}$$

上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、株式交換を行い完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて払込価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

3. 各新株予約権の行使に当たっては、新株予約権1個の一部についてこれを行行使することはできないものとする。

4. 平成19年12月28日開催の取締役会決議により、平成20年2月1日付で1株を2株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成17年5月30日開催の定時株主総会決議及び平成17年10月3日開催の取締役会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	162
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	324(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成19年10月6日から 平成27年5月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を調整し、調整の結果0.01株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

上記のほか、払込価額を下回る価額で新株の発行(新株予約権による権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分を行う場合、当社が他社と合併する場合、その他これらの場合に準じて新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を調整する場合にも、必要かつ合理的な範囲で新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を調整するものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、払込価額を下回る価額で新株の発行(新株予約権の権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、次の算式において、既発行株式とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{調整前払込価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}{\text{調整前払込価額}} \times \text{1株当たり払込価額} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}$$

上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、株式交換を行い完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて払込価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において当社又は当社の関係会社の取締役・監査役又は従業員であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。なお、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合、従業員が定年若しくは会社都合で退職した場合、その他正当な理由のある場合として当社が認めた場合はこの限りではない。また、対象者の相続人による行使は認めない。

- (2) 各新株予約権の行使に当たっては、新株予約権 1 個の一部についてこれを行使することはできないものとする。
- 4 . 平成19年12月28日開催の取締役会決議により、平成20年 2 月 1 日付で 1 株を 2 株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
 平成19年2月14日開催の臨時株主総会決議及び平成19年2月14日開催の取締役会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	224
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	448(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成21年3月1日から 平成29年1月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するに は取締役会の承認を要す るものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む、以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

さらに、当社が合併または会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割若しくは資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは社外協力者として取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。

(2) その他の新株予約権の行使条件は、第7回新株予約権割当契約により定めるものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
表中の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとする。
 - (9) 再編成対象会社による新株予約権の取得
上記(8)に準じて決定する。
5. 平成19年12月28日開催の取締役会決議により、平成20年2月1日付で1株を2株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成19年2月14日開催の臨時株主総会決議及び平成19年2月14日開催の取締役会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成22年6月1日から 平成22年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む、以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

さらに、当社が合併または会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割若しくは資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは社外協力者として取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。

(2) その他の新株予約権の行使条件は、第8回新株予約権割当契約により定めるものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
表中の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとする。
 - (9) 再編成対象会社による新株予約権の取得
上記(8)に準じて決定する。
5. 平成19年12月28日開催の取締役会決議により、平成20年2月1日付で1株を2株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成19年2月14日開催の臨時株主総会決議及び平成19年8月9日開催の取締役会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	40(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	80(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000(注)3
新株予約権の行使期間	平成21年9月1日から 平成29年1月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む、以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

さらに、当社が合併または会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割若しくは資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは社外協力者として取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。
 - (2) その他の新株予約権の行使条件は、第7回新株予約権割当契約により定めるものとする。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
表中の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入れ額に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとする。
 - (9) 再編成対象会社による新株予約権の取得
上記(8)に準じて決定する。
6. 平成19年12月28日開催の取締役会決議により、平成20年2月1日付で1株を2株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成19年10月2日開催の臨時株主総会決議及び平成19年10月12日開催の取締役会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	80(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	160(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000(注)3
新株予約権の行使期間	平成21年11月1日から 平成29年1月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む、以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

さらに、当社が合併または会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割若しくは資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは社外協力者として取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。
 - (2) その他の新株予約権の行使条件は、第7回新株予約権割当契約により定めるものとする。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
表中の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入れ額に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとする。
 - (9) 再編成対象会社による新株予約権の取得
上記(8)に準じて決定する。
6. 平成19年12月28日開催の取締役会決議により、平成20年2月1日付で1株を2株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成21年5月27日開催の定時株主総会決議及び平成21年7月1日開催の取締役会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	200(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	208,914(注)3
新株予約権の行使期間	平成23年7月2日から 平成26年5月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 208,914 資本組入額 104,457
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む、以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

さらに、当社が合併または会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割若しくは資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、従業員もしくは社外協力者として取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。
- (2) その他の新株予約権の行使条件は、第11回新株予約権割当契約により定めるものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
表中の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入れ額に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 再編成対象会社による新株予約権の取得
上記(8)に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成21年6月1日～平成21年8月31日 (注)1	316	19,088	5,150	457,335	5,150	447,335
平成21年8月31日 (注)2	4,100	23,188	442,800	900,135	442,800	890,135

(注)1. 新株予約権の行使によるものであります。

2. 第三者割当増資

発行価格 216,000円

資本組入額 108,000円

割当先及び割当株式数 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ3,400株、KDDI株式会社700株

(5) 【大株主の状況】

平成21年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
池田昌史	東京都港区	5,196	22.40
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1山王パークタワー	3,400	14.66
シャープ株式会社	大阪府大阪市阿倍野区長池町22-22	1,200	5.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,116	4.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	712	3.07
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目3-2	700	3.01
マケナフィールド株式会社	東京都港区六本木5丁目17-16	600	2.58
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	457	1.97
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント ジェイピーアールデイ アイ エスジー エフイーエイシー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決裁事業部)	400	1.72
C F 株式保有組合	東京都千代田区永田町2丁目13-10	360	1.55
計	-	14,141	60.98

(注) J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社から平成21年6月4日付の変更報告書の写しの送付があり、平成21年5月29日現在で1,644株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿と相違しており、当社として実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の変更報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

平成21年6月4日付変更報告書

大量保有者	J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
住所	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング
保有株券等の数	株式 1,644株
株券等保有割合	8.76%

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 23,188	23,188	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	23,188	-	-
総株主の議決権	-	23,188	-

【自己株式等】

平成21年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	138,700	185,000	217,900	227,800	280,000	303,000
最低(円)	110,000	124,800	160,000	193,300	183,000	254,100

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年3月1日から平成21年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、有限責任監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって監査法人トーマツより名称変更しております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年8月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,200,961	562,359
受取手形及び売掛金	615,597	474,617
仕掛品	41,253	43,680
その他	105,675	261,399
流動資産合計	1,963,489	1,342,056
固定資産		
有形固定資産	154,062	49,747
無形固定資産		
ソフトウェア	387,171	385,964
のれん	197,876	213,920
その他	78,234	18,879
無形固定資産合計	663,283	618,765
投資その他の資産	415,115	251,865
固定資産合計	1,232,461	920,378
資産合計	3,195,950	2,262,434
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	265,653	232,815
短期借入金	50,040	140,040
未払法人税等	70,883	150,584
賞与引当金	85,315	76,714
ポイント引当金	4,174	5,162
その他	246,193	179,835
流動負債合計	722,260	785,152
固定負債		
社債	30,000	30,000
長期借入金	24,940	49,960
固定負債合計	54,940	79,960
負債合計	777,200	865,112
純資産の部		
株主資本		
資本金	900,135	452,185
資本剰余金	890,135	442,185
利益剰余金	581,756	494,711
株主資本合計	2,372,026	1,389,081
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	21,473	4,240
評価・換算差額等合計	21,473	4,240
新株予約権	5,729	4,000
少数株主持分	19,519	-
純資産合計	2,418,749	1,397,321
負債純資産合計	3,195,950	2,262,434

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年8月31日)
売上高	1,994,673
売上原価	1,271,432
売上総利益	723,240
販売費及び一般管理費	522,207
営業利益	201,032
営業外収益	
受取利息	2,484
その他	102
営業外収益合計	2,587
営業外費用	
支払利息	2,564
その他	4,421
営業外費用合計	6,986
経常利益	196,633
特別損失	
減損損失	6,343
事務所移転費用	33,884
特別損失合計	40,227
税金等調整前四半期純利益	156,406
法人税、住民税及び事業税	66,526
法人税等調整額	16,303
法人税等合計	50,222
少数株主損失()	3,388
四半期純利益	109,571

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)	
売上高	1,045,975
売上原価	719,236
売上総利益	326,738
販売費及び一般管理費	274,749
営業利益	51,989
営業外収益	
受取利息	1,144
その他	100
営業外収益合計	1,245
営業外費用	
支払利息	903
その他	4,118
営業外費用合計	5,022
経常利益	48,212
特別損失	
事務所移転費用	33,884
特別損失合計	33,884
税金等調整前四半期純利益	14,327
法人税、住民税及び事業税	30,672
法人税等調整額	30,114
法人税等合計	558
少数株主損失()	3,442
四半期純利益	17,212

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年8月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	156,406
減価償却費	109,920
減損損失	6,343
移転費用	780
のれん償却額	15,731
賞与引当金の増減額(は減少)	8,601
ポイント引当金の増減額(は減少)	987
受取利息及び受取配当金	2,484
支払利息	2,564
売上債権の増減額(は増加)	138,623
たな卸資産の増減額(は増加)	2,437
仕入債務の増減額(は減少)	32,838
その他	12,985
小計	206,513
利息及び配当金の受取額	1,355
利息の支払額	2,126
法人税等の支払額	146,490
営業活動によるキャッシュ・フロー	59,253
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	62,079
無形固定資産の取得による支出	161,049
投資有価証券の取得による支出	19,975
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	6,929
貸付けによる支出	100,000
貸付金の回収による収入	250,000
差入保証金の差入による支出	112,317
その他	4,022
投資活動によるキャッシュ・フロー	194,470
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	90,000
長期借入金の返済による支出	25,020
株式の発行による収入	895,900
配当金の支払額	21,760
その他	14,700
財務活動によるキャッシュ・フロー	773,819
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	638,602
現金及び現金同等物の期首残高	562,359
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,200,961

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年8月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間より、株式会社カメラシステムは、新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めております。また、当第2四半期連結会計期間より、メディアキュー株式会社は、新たに設立し株式を取得したため、連結の範囲に含めております。 (2) 変更後の連結子会社の数 3社
2. 会計処理基準に関する事項の変更	たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、個別法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用し、個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年8月31日)
1. たな卸資産の評価方法	たな卸資産の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出しております。 また、たな資産の簿価の切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積もり、簿価切下げを行う方法によっております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
3. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化が生じておらず、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度末決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年8月31日)	前連結会計年度末 (平成21年2月28日)
有形固定資産の減価償却累計額は、79,535千円でありま す。	有形固定資産の減価償却累計額は、66,337千円でありま す。

(四半期連結損益計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年8月31日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な科目及び金額は次 のとおりであります。	
賞与引当金繰入額	22,209千円
のれん償却	15,731千円

当第2四半期連結会計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な科目及び金額は次 のとおりであります。	
賞与引当金繰入額	11,476千円
のれん償却	8,022千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年8月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年8月31日現在) (千円)	
現金及び預金勘定	1,200,961
現金及び現金同等物	1,200,961

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年8月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年3月1日至平成21年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 23,188株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 提出会社 5,729千円

(注) 権利行使期間の初日が到来していない新株予約権の当第2四半期連結会計期間末残高は1,729千円であります。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年5月27日 定時株主総会	普通株式	22,526	1,200	平成21年2月28日	平成21年5月28日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成21年8月18日付で、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ並びにKDDI株式会社から第三者割当増資の払込みを受け、資本金が442,800千円、資本準備金が442,800千円増加しております。

その他、新株予約権の行使による払込みもあり、当第2四半期連結累計期間において、資本金が447,950千円、資本準備金が447,950千円増加した結果、当第2四半期連結会計期間末において資本金が900,135千円、資本準備金が890,135千円となっております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年3月1日 至平成21年8月31日)

当社グループは、携帯電話、PC、インターネットを活用したサービスを提供することを主要事業としており、情報サービス事業の単一セグメントであるため、該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年3月1日 至平成21年8月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年3月1日 至平成21年8月31日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

(有価証券関係)

記載すべき重要な事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)

1. スtock・オプションに係る当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
 販売費及び一般管理費 1,729千円

2. 当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成21年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 8名 当社関係会社の取締役 3名 当社関係会社の従業員 5名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 200株
付与日	平成21年7月3日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、従業員もしくは社外協力者として取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。
対象勤務期間	平成21年7月3日から平成23年7月1日まで
権利行使期間	平成23年7月2日から平成26年5月27日まで
権利行使価格(円)	208,914
付与日における公正な評価単価(円)	103,787

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年8月31日)		前連結会計年度末 (平成21年2月28日)	
1株当たり純資産額	103,221.49円	1株当たり純資産額	74,223.41円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第2四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年8月31日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	5,697.08円	1株当たり四半期純利益金額	873.94円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	5,010.38円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	770.13円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年8月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	109,571	17,212
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	109,571	17,212
期中平均株式数(株)	19,233	19,695
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	2,636	2,655
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間
 (自平成21年6月1日
 至平成21年8月31日)

1. 子会社スタジオプラスコ株式会社の設立について

平成21年8月21日開催の取締役会決議に基づき、スタジオプラスコ株式会社を平成21年9月1日に設立し、当社の同社に対する持株比率は100.0%となり、同社は当社の子会社に該当することとなりました。

子会社設立の目的は、当社のコンテンツ事業における着せ替えコンテンツを中心としたコンシューマー向け配信事業拡大に対応しうるコンテンツ制作規模の拡大・内製化を図り、同事業の総合力を従来以上に強固なものとするのであります。

取得株式数は200株、取得価額の総額は10,000千円、取得後の当社の同社に対する持株比率は100.0%であります。取得資金につきましては、自己資金より充たいたしました。

なお、平成21年9月1日に当社取締役横尾茂樹が同社の代表取締役社長に就任しております。

スタジオプラスコ株式会社の概要は次のとおりであります。

商号	スタジオプラスコ株式会社
代表者	代表取締役社長 横尾 茂樹
所在地	東京都千代田区神田須田町1丁目23-1
設立年月日	平成21年9月1日
主な事業内容	デジタルコンテンツの制作・企画
決算期	2月
従業員数	10名
資本金	10,000千円
株主構成及び所有割合	当社 200株(100%)
発行済株式数	200株

(リース取引関係)

記載すべき重要な事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年10月8日

プライムワークス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉本 茂次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野根 俊和 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているプライムワークス株式会社の平成21年3月1日から平成22年2月28日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年3月1日から平成21年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、プライムワークス株式会社及び連結子会社の平成21年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。